

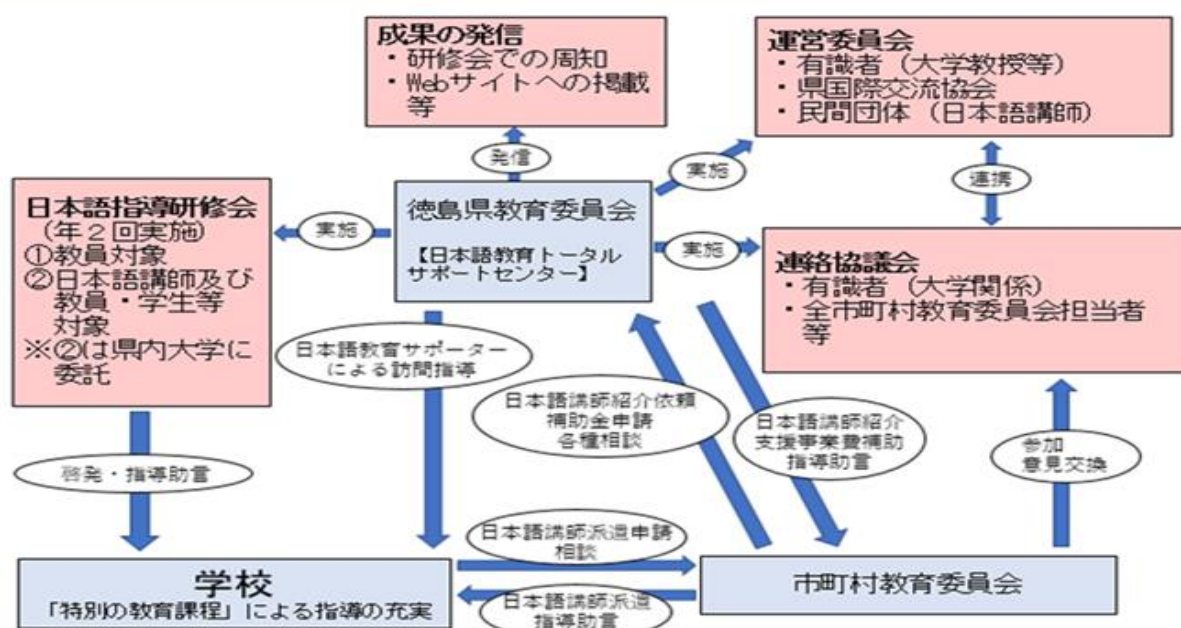
令和3年度 帰国・外国人児童生徒等教育の推進支援事業
 (I 帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業)
 事業内容報告書の概要

地方公共団体名【 徳 島 県 】

令和3年度に実施した取組の内容及び成果と課題

1. 事業の実施体制 (運営協議会・連絡協議会の構成員等)

徳島県「帰国・外国人児童生徒トータルサポート事業」実施体制



2. 具体の取組内容

(1) 地域の外国人児童生徒等指導体制の推進に係る運営協議会・連絡協議会の設置・運営

- ・運営委員会…事業の効果的な実施に資するため、県内大学関係者や県国際交流協会、民間関係諸団体の代表者等から意見を聴取し、支援の在り方について検討した。
- ・連絡協議会…支援児童生徒が在籍する市町村の担当者を集めて、受入れや支援の現状等について交流し、情報交換を行うとともに、運営委員会の意見をもとに、支援の具体策を検討し、よりよい支援体制の整備に向けた協議を行った。また、冬には、全ての市町村の担当者を集めて、全国主事会での資料を活用しながら、最新情報を含めた支援のあり方について情報提供を行った。

(2) 学校における指導体制の構築

- ・県の事業を活用して日本語講師を派遣する小中学校においては、対象となる全ての児童生徒に対して「特別の教育課程」を編成することとし、学校内で日本語教育コーディネーター(管理職等)、日本語担当教員(学級担任等)を決定し、日本語講師と協力しながら、指導計画の作成や指導を行うようにした。

※向こう3カ年を見据えた域内における「教員配置のイメージ」

- R 3 基礎定数 3 (教員 3 人)
- R 4 基礎定数 3 (教員 3 人)
- R 5 基礎定数 4 (教員 4 人)

(4) 成果の普及

- ・県作成のウェブサイト「徳島県外国にルーツを持つ子どもの受入れ手引き」に事業概要等を公表した。

- ・運営委員会・連絡協議会・各校種校長会等で、事業の周知を行った。
- ・学校担当教員が校内研修等の場で普及した。

(7) ICTを活用した教育・支援

- ・県立学校の日本語講師による支援について、遠隔地の学校等、必要に応じてICTを活用したオンライン支援を実施した。
- ・ニューノーマルな生活様式に対応した日本語支援を実施した。

(8) 高校生等に対する包括的な教育・支援

- ・小中学校と同様に、日本語講師を要請に応じて各学校に派遣し、日本語指導・教科指導を実施した。指導においては対面のみならず、ICTを活用した支援も実施した。
- ・日本語講師派遣先の高等学校の教員に対して日本語支援に関する研修を実施し、研修の中で小中学校の教員と指導法や学校内外での居場所づくりなどサポート全般について情報交換できる場を設定した。

(10) 日本語指導ができる、又は児童生徒等の母語が分かる支援員の派遣

- ・県に登録の日本語講師や通訳講師を要請に応じて各学校に派遣するとともに、保険加入を一括で行った。

(派遣回数を目安)

支援1年目の児童生徒・・・1単位時間×41回(支援計画打ち合わせ1回を含む)

支援2年目以降の児童生徒・・・1単位時間×31回(支援計画打ち合わせ1回を含む)

- ・市町村に対しては、派遣に係る経費(謝金と旅費)について補助を行った。
- ・県に登録の日本語講師の募集については、県のウェブサイト「講師募集」のページを新設するなど年間を通して募集を続け、講師の安定的確保に努めた。

※ 令和3年度の県登録日本語講師は103名(+6名)、通訳講師は17名(-1名)

- ・日本語講師対象の研修会を県内大学に委託して、12月にフルオンライン形式で実施した。

(13) その他

○小中学校における「特別の教育課程」編成・実施の支援

- ・県の事業を活用して日本語講師を派遣する全ての小中学校児童生徒について「特別の教育課程」を編成できるように、当該児童生徒が在籍する学校担当者の出席を義務付ける「特別研修」を設定した。
- ・指導にかかわる担当や教員等が「特別の教育課程」による日本語指導についての理解を深めることができるよう以下の機会に「特別の教育課程」等について説明した。
 - 5月 連絡協議会・・・市町村教育委員会担当者が参加
 - 6月 学校担当教員対象の研修会・・・講師を派遣している学校から1名以上参加
 - 12月 日本語講師対象の研修会・・・日本語講師や教職員、学生等が参加
 - 2月 連絡協議会・・・全ての市町村教育委員会担当者が参加
- ・「特別の教育課程」の編成や指導について、トータルサポートセンターで相談を受け付け要請があれば担当指導主事がオンライン等を活用し、指導・助言等を行った。

3. 成果と課題

(1) 地域の外国人児童生徒等指導体制の推進に係る運営協議会・連絡協議会の設置・運営

- ・運営委員会において、外国人児童生徒支援について様々な立場の方から意見をいただくことにより、よりよい支援の方向性について検討することができた。
- ・連絡協議会において、運営委員会からの提案をもとに支援策を検討したり、各市町村の担当者がそれぞれの地域における現状や支援事業等について情報交換したりすることにより、各自自治体における支援の充実につなげることができた。
- ・児童生徒の在籍が年度途中で変更することもあり、担当者の立場が不安定である。
- ・日本語支援に対する理解を促進するため、周知や啓発、研修等を継続する体制作りが不可欠である。

(2) 学校における指導体制の構築

- ・少数在籍校においても、指導体制を整備し、「特別の教育課程」を編成することにより、日本語指導を必要とする児童生徒がそれぞれの実態に応じて丁寧な指導を受けることができた。
- ・個別の支援計画を小学校から中学校、高等学校へとつなげることで、長期に渡る支援が可能となった。
- ・日本語担当教員の専門性の向上が求められているため、研修の実施など継続して支援していくことが必要である。

(4) 成果の普及

- ・ウェブサイトに公表することにより、地域のみでなく全国に発信できた。
- ・運営委員会・連絡協議会・校長会等で周知を図ることにより、対象児童生徒が在籍していない学校に対しても事業について知らせることができた。
- ・地域の関係者で成果と課題を共有し、次年度の取組の改善に生かすことができた。
- ・当該児童生徒が在籍する全ての学校の担当者に対して、直接研修を行うことが出来たが、当該児童生徒が在籍する学校だけでなく、全ての学校を対象とした研修が必要である。

(7) ICT を活用した教育・支援

- ・高等学校の生徒への支援については、対応できる日本語講師が少なく、学校から離れた講師が担当することが多いが、オンラインでの支援を取り入れることにより、講師の負担軽減につながった。
- ・新型コロナウイルス感染拡大時において、講師が対面で指導することが困難な場合でも指導を継続することができた。
- ・オンラインでの支援のあり方について、操作方法も含めた研修が必要である。

(8) 高校生等に対する包括的な教育・支援

- ・高等学校の生徒への支援については、学習支援や入試等まで相談に乗り、対応できる日本語講師を派遣したり、高校教員がサポート全般について他校種の教員と情報交換を行ったりすることで、日本語指導にとどまらず、進学や就職を見据えた支援ができた。

(10) 日本語指導ができる、又は児童生徒等の母語が分かる支援員の派遣

- ・県に登録の日本語講師を支援員として各県立学校（高等学校）及び市町村立学校（小学校及び中学校）に派遣することで、質の高い安定した日本語指導を実施することができた。
- ・担当教員と支援員が協力しながら個別の指導計画を立案し計画にしたがって指導することができた。
- ・支援に当たる日本語講師の研修を実施することで日本語講師の指導力の向上を図ることができた。
- ・新型コロナウイルス感染拡大の影響から、計画したとおりの対面支援が実施できなかった。
- ・オンライン支援の活用を試みたが、小学校低学年における初期指導の難しさが判明した。
- ・コロナ禍においても、継続した支援が可能となるような、支援の在り方について理解を深め、体制を整えたい。

(13) その他

- ・「特別の教育課程」による指導を実施することにより、学校における指導者や日本語講師が日本語指導についての理解を深められるとともに、関係者が協力しながら個別の指導計画を作成し、定期的に見直していくことで、長期の支援を見通して支援の継続・充実を図ることができている。
- ・「特別の教育課程」について機会を捉えて周知することで、支援に携わる者全てが日本語指導や帰国・外国人児童支援について理解を深めることができている。
- ・適切な日本語指導の実施を継続するため、今後も研修機会を確保・拡大していく必要がある。

本事業で対応した幼児・児童生徒数	幼稚園等	小学校	中学校	義務教育学校	高等学校	中等教育学校	特別支援学校
	0人 (0園)	59人 (30校)	9人 (9校)	人 (校)	6人 (3校)	0人 (0校)	0人 (0校)
うち、特別の教育課程で指導を受けた児童生徒数		58人 (29校)	7人 (7校)	人 (校)	0人 (0校)	0人 (0校)	0人 (0校)

4. その他（今後の取組予定等）

「特別の教育課程」を派遣先全ての児童生徒について編成依頼をしている。適切に実施されることを支援するため、義務教育の全管理職等と担当教員を対象に、特別研修を実施し、「特別の教育課程」の編成や「生活言語」「学習言語」等について説明し、理解を深める機会を提供する。

※ 枠は適宜広げること。（複数ページになっても差し支えない）成果物等があれば別途提出すること。

※ 事業内容報告書の概要は、担当者・連絡先欄を除き、様式9(添付1)の5. 成果イメージ資料のポンチ絵と併せて、文部科学省ホームページで公開する。